

運営指導の概要（君津市）

1 目的

介護保険施設等に対する指導は、事業者が行うサービスに関する帳簿書類等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求等について、適正な制度運用を図る観点から法令の適合状況等を把握し、必要な助言・指導等により、サービスの質の確保、利用者及び入所者等の保護、保険給付等の適正化を目的として実施するものです。

事業所において介護保険サービスを提供した場合、その対価として受け取る介護報酬は、利用者負担（原則として1～3割）と、その残りは介護保険料、公費で成り立っており、介護サービスは公的な使命を持つサービスです。

介護サービスの担い手である事業者の皆様におかれましては、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保のため、介護保険法をはじめとした各種関係法令等の遵守をお願いいたします。

2 内容

介護保険法第23条の規定に基づき、介護保険施設・事業所を訪問し、運営により、人員、設備、運営及び報酬請求等指導を実施します。

なお、著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合又は介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合は「監査」へ変更となります。

（監査とは）監査は、介護給付等対象サービスの内容について、行政上の措置（勧告、命令、指定の取消等）に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を探ることを目的に行います。

なお、下記に示す情報等を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行います。

- ・通報、苦情、相談等に基づく情報
- ・国民健康保険団体連合会(国保連)、地域包括支援センター等への苦情
- ・国保連又は保険者からの通報情報
- ・介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業所等
- ・運営指導において確認した指定基準違反の情報 等

3 実施の流れ

- ① 日程調整（市→事業所） 電話又はメール等にて日程調整の連絡
- ② 指導通知（市→事業所） 実施日の約1か月程度前に通知
- ③ 事前資料提出（事業所→市） 実施日の1～2週間前までに提出
- ④ 運営指導（市→事業所） 事業所内で実施
- ⑤ 結果通知（市→事業所） 指導の結果について通知
 - ・改善事項 法令又は通知等の違反があり、今後の運営等にあたり改善する必要がある事項として報告を求めるもの。
 - ・指摘事項 法令又は通知等の違反はないが、今後の運営等にあたり改善・検討が望ましいものとして指摘をしたもの。
- ⑥ 改善報告（事業所→市） 結果通知に係る改善報告を30日以内に提出

※高齢者虐待が疑われる等、やむを得ない事情がある場合においてはこの流れに沿わない場合があります。